

貯金規定の追加および一部改正について

J Aバンク京都では、次のとおり貯金規定を追加および一部改正いたします。

1. 追加および一部改正する規定等

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通貯金規定
- (3) 総合口座取引規定
- (4) 子供貯金規定
- (5) 普通貯金無利息型（決済用）規定
- (6) 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- (7) 新貯蓄貯金規定
- (8) 納税準備貯金規定
- (9) 出資予約貯金規定

2. 改正の趣旨

2018年2月6日に金融庁によって公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関に対してマネー・ローンダリング等のリスクに応じた取組みが求められており、ガイドラインに基づき、取引の一部を制限する等のリスクに応じた対応の可否を明確にするため。

3. 主な内容

「取引制限」と「解約」にかかる条項を追加します。

4. 実施日

2019年6月1日